

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

鳥取県告示第二百八号

告示

消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五年三月鳥取県条例第5号）第十一條の二第一項の規定に基づき、不当な取引方法を次のとおり指定する。

昭和六十二年三月二十日

鳥取県知事 西尾邑 次

◆告示 不當な取引方法の指定（社会課）

計量器の定期検査の実施（商工指導課）

土地改良区の役員の住所の変更（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地改良法による換地処分（〃）

漁船損害等補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同意（水産課）

選舉管理委員会の招集

個人演説会を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告

自衛官の募集（消防防災課）

職業能力開発促進法による技能検定の合格者（労政訓練課）

獵銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

◆選管告示

個人演説会を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告

自衛官の募集（消防防災課）

職業能力開発促進法による技能検定の合格者（労政訓練課）

獵銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

- 六 商品等の取引の意図を隠し、又は商品等の取引以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、勧誘すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、商品等の選択について、消費者を錯誤に陥れるような言動を用いて勧誘すること。
- 四 自らが官公署又は公的団体の職員であるかのような言動を用いて勧誘すること。
- 三 商品等の内容又は取引条件に関する主要な事項について、事実を隠し、又は虚偽の事実を告げて勧誘すること。
- 二 商品等の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であるかのように説明して勧誘すること。
- 一 商品又は役務（以下「商品等」という。）を設置し、又は利用することが法令等により義務づけられているかのように説明して勧誘すること。

七 クーリング・オフ制度の利用等消費者の法律上の権利の行使を妨げること。

八 クレジット販売等の利用に際し、消費者の名義を使用してその意に反し債務を負担させるような行為をすること。

九 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは反復して勧誘し、又は営業所等へ誘引して勧誘すること。

十 消費者を威圧し、脅迫する等消費者に心理的不安を与えるような言動を用いて勧誘すること。

鳥取県告示第二百九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、気高郡及び西伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十二年四月二十一日から
昭和六十三年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和六十二年 午前十時から
四月二十一日 午後二時まで 気高町 氣高町農業者トレーニングセンター

昭和六十二年三月二十日

鳥取県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十三日 青谷町 青谷町中央公民館

昭和六十二年四月二十四日 "

昭和六十二年四月二十五日 "

昭和六十二年五月二十二日 "

昭和六十二年五月二十三日 "

昭和六十二年五月二十四日 "

昭和六十二年五月二十五日 "

昭和六十二年五月二十六日 "

昭和六十二年五月二十七日 "

昭和六十二年五月二十八日 "

昭和六十二年五月二十九日 "

昭和六十二年五月三十日 "

昭和六十二年五月三十一日 "

昭和六十二年六月一日 "

昭和六十二年六月二日 "

昭和六十二年六月三日 "

昭和六十二年六月四日 "

昭和六十二年六月五日 "

昭和六十二年六月六日 "

昭和六十二年六月七日 "

昭和六十二年六月八日 "

昭和六十二年六月九日 "

昭和六十二年六月十日 "

昭和六十二年六月十一日 "

昭和六十二年六月十二日 "

昭和六十二年六月十三日 "

昭和六十二年六月十四日 "

昭和六十二年六月十五日 "

昭和六十二年六月十六日 "

昭和六十二年六月十七日 "

昭和六十二年六月十八日 "

昭和六十二年六月十九日 "

昭和六十二年六月二十日 "

昭和六十二年六月二十一日 "

昭和六十二年六月二十二日 "

昭和六十二年六月二十三日 "

昭和六十二年六月二十四日 "

昭和六十二年六月二十五日 "

昭和六十二年六月二十六日 "

昭和六十二年六月二十七日 "

昭和六十二年六月二十八日 "

昭和六十二年六月二十九日 "

昭和六十二年六月三十日 "

昭和六十二年六月一日 "

昭和六十二年六月二日 "

昭和六十二年六月三日 "

昭和六十二年六月四日 "

昭和六十二年六月五日 "

昭和六十二年六月六日 "

昭和六十二年六月七日 "

昭和六十二年六月八日 "

昭和六十二年六月九日 "

昭和六十二年六月十日 "

昭和六十二年六月十一日 "

昭和六十二年六月十二日 "

昭和六十二年六月十三日 "

昭和六十二年六月十四日 "

昭和六十二年六月十五日 "

昭和六十二年六月十六日 "

昭和六十二年六月十七日 "

昭和六十二年六月十八日 "

昭和六十二年六月十九日 "

昭和六十二年六月二十日 "

昭和六十二年六月二十一日 "

昭和六十二年六月二十二日 "

昭和六十二年六月二十三日 "

昭和六十二年六月二十四日 "

昭和六十二年六月二十五日 "

昭和六十二年六月二十六日 "

昭和六十二年六月二十七日 "

昭和六十二年六月二十八日 "

昭和六十二年六月二十九日 "

昭和六十二年六月三十日 "

昭和六十二年六月一日 "

昭和六十二年六月二日 "

昭和六十二年六月三日 "

昭和六十二年六月四日 "

昭和六十二年六月五日 "

昭和六十二年六月六日 "

昭和六十二年六月七日 "

昭和六十二年六月八日 "

昭和六十二年六月九日 "

昭和六十二年六月十日 "

昭和六十二年六月十一日 "

昭和六十二年六月十二日 "

昭和六十二年六月十三日 "

昭和六十二年六月十四日 "

昭和六十二年六月十五日 "

昭和六十二年六月十六日 "

昭和六十二年六月十七日 "

昭和六十二年六月十八日 "

昭和六十二年六月十九日 "

昭和六十二年六月二十日 "

昭和六十二年六月二十一日 "

昭和六十二年六月二十二日 "

昭和六十二年六月二十三日 "

昭和六十二年六月二十四日 "

昭和六十二年六月二十五日 "

昭和六十二年六月二十六日 "

昭和六十二年六月二十七日 "

昭和六十二年六月二十八日 "

昭和六十二年六月二十九日 "

昭和六十二年六月三十日 "

昭和六十二年六月一日 "

昭和六十二年六月二日 "

昭和六十二年六月三日 "

昭和六十二年六月四日 "

昭和六十二年六月五日 "

昭和六十二年六月六日 "

昭和六十二年六月七日 "

昭和六十二年六月八日 "

昭和六十二年六月九日 "

昭和六十二年六月十日 "

昭和六十二年六月十一日 "

昭和六十二年六月十二日 "

昭和六十二年六月十三日 "

昭和六十二年六月十四日 "

昭和六十二年六月十五日 "

昭和六十二年六月十六日 "

昭和六十二年六月十七日 "

昭和六十二年六月十八日 "

昭和六十二年六月十九日 "

昭和六十二年六月二十日 "

昭和六十二年六月二十一日 "

昭和六十二年六月二十二日 "

昭和六十二年六月二十三日 "

昭和六十二年六月二十四日 "

昭和六十二年六月二十五日 "

昭和六十二年六月二十六日 "

昭和六十二年六月二十七日 "

昭和六十二年六月二十八日 "

昭和六十二年六月二十九日 "

昭和六十二年六月三十日 "

昭和六十二年六月一日 "

昭和六十二年六月二日 "

昭和六十二年六月三日 "

昭和六十二年六月四日 "

昭和六十二年六月五日 "

昭和六十二年六月六日 "

昭和六十二年六月七日 "

昭和六十二年六月八日 "

昭和六十二年六月九日 "

昭和六十二年六月十日 "

昭和六十二年六月十一日 "

昭和六十二年六月十二日 "

昭和六十二年六月十三日 "

昭和六十二年六月十四日 "

昭和六十二年六月十五日 "

昭和六十二年六月十六日 "

昭和六十二年六月十七日 "

昭和六十二年六月十八日 "

昭和六十二年六月十九日 "

昭和六十二年六月二十日 "

昭和六十二年六月二十一日 "

昭和六十二年六月二十二日 "

昭和六十二年六月二十三日 "

昭和六十二年六月二十四日 "

昭和六十二年六月二十五日 "

昭和六十二年六月二十六日 "

昭和六十二年六月二十七日 "

昭和六十二年六月二十八日 "

昭和六十二年六月二十九日 "

昭和六十二年六月三十日 "

昭和六十二年六月一日 "

昭和六十二年六月二日 "

昭和六十二年六月三日 "

昭和六十二年六月四日 "

昭和六十二年六月五日 "

昭和六十二年六月六日 "

昭和六十二年六月七日 "

昭和六十二年六月八日 "

昭和六十二年六月九日 "

昭和六十二年六月十日 "

昭和六十二年六月十一日 "

昭和六十二年六月十二日 "

昭和六十二年六月十三日 "

昭和六十二年六月十四日 "

昭和六十二年六月十五日 "

昭和六十二年六月十六日 "

昭和六十二年六月十七日 "

昭和六十二年六月十八日 "

昭和六十二年六月十九日 "

昭和六十二年六月二十日 "

昭和六十二年六月二十一日 "

昭和六十二年六月二十二日 "

昭和六十二年六月二十三日 "

昭和六十二年六月二十四日 "

昭和六十二年六月二十五日 "

昭和六十二年六月二十六日 "

昭和六十二年六月二十七日 "

昭和六十二年六月二十八日 "

昭和六十二年六月二十九日 "

昭和六十二年六月三十日 "

昭和六十二年六月一日 "

昭和六十二年六月二日 "

昭和六十二年六月三日 "

昭和六十二年六月四日 "

昭和六十二年六月五日 "

昭和六十二年六月六日 "

昭和六十二年六月七日 "

昭和六十二年六月八日 "

昭和六十二年六月九日 "

昭和六十二年六月十日 "

昭和六十二年六月十一日 "

昭和六十二年六月十二日 "

昭和六十二年六月十三日 "

昭和六十二年六月十四日 "

昭和六十二年六月十五日 "

昭和六十二年六月十六日 "

昭和六十二年六月十七日 "

昭和六十二年六月十八日 "

昭和六十二年六月十九日 "

昭和六十二年六月二十日 "

昭和六十二年六月二十一日 "

昭和六十二年六月二十二日 "

昭和六十二年六月二十三日 "

昭和六十二年六月二十四日 "

昭和六十二年六月二十五日 "

昭和六十二年六月二十六日 "

昭和六十二年六月二十七日 "

昭和六十二年六月二十八日 "

昭和六十二年六月二十九日 "

昭和六十二年六月三十日 "

昭和六十二年六月一日 "

昭和六十二年六月二日 "

昭和六十二年六月三日 "

昭和六十二年六月四日 "

昭和六十二年六月五日 "

昭和六十二年六月六日 "

昭和六十二年六月七日 "

昭和六十二年六月八日 "

昭和六十二年六月九日 "

昭和六十二年六月十日 "

昭和六十二年六月十一日 "

昭和六十二年六月十二日 "

昭和六十二年六月十三日 "

昭和六十二年六月十四日 "

昭和六十二年六月十五日 "

昭和六十二年六月十六日 "

昭和六十二年六月十七日 "

昭和六十二年六月十八日 "

昭和六十二年六月十九日 "

昭和六十二年六月二十日 "

昭和六十二年六月二十一日 "

昭和六十二年六月二十二日 "

昭和六十二年六月二十三日 "

昭和六十二年六月二十四日 "

昭和六十二年六月二十五日 "

昭和六十二年六月二十六日 "

昭和六十二年六月二十七日 "

昭和六十二年六月二十八日 "

昭和六十二年六月二十九日 "

昭和六十二年六月三十日 "

昭和六十二年六月一日 "

昭和六十二年六月二日 "

昭和六十二年六月三日 "

昭和六十二年六月四日 "

昭和六十二年六月五日 "

昭和六十二年六月六日 "

昭和六十二年六月七日 "

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 森 下 清 治	変更前 八頭郡用瀬町大字家奥八八
	変更後 八頭郡用瀬町大字家奥八八一

鳥取県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を昭和六十二年三月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

中山加入区 御来屋加入区

昭和六十二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和六十二年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年三月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

昭和六十二年三月二十日

告示する。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、財團法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業に係る東伯地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により

昭和62年3月20日 金曜日

鳥取県取公報

昭和62年3月20日

- 1 日時 昭和62年3月20日(木) 午前11時
 1 場所 鳥取市東町1丁目1110 鳥取県選挙管理委員会委員長
 1 議題 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙について

鳥取県選挙管理委員会規則第11十五号

相美町選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和11十五年法律第40号)第46条第一項第三項に規定する個人演説会を開催するに付ての施設の指定を次のとおり解除した旨の届出があつたので知悉する。

昭和62年3月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 関 田 岩 夫

施設の名称	所在地
相美町立图书馆	相美郡相美町大字图书馆

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 採用する自衛官
 二等陸士、二等海士及び二等空士

募集期間

- (1) 男子 昭和62年4月1日から同年6月30日まで
 (2) 女子 昭和62年3月2日から同年5月2日まで

試験期日

- (1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。
 ア 日曜日

イ 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- (2) 女子 昭和62年5月12日
 4 試験場の位置及び名称

(1) 男子

鳥取市鍛冶町18-3
 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町709

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並

びに第118条の規定に基づき、昭和62年度第1次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

米子市西三柳2603

公 告

陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定月

(1) 男子 募集期間中の毎月

(2) 女子

ア 二等空士 昭和62年7月

イ 二等陸士及び二等海士 昭和62年8月

6 その他

(1) 応募資格

採用予定期の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する者
で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上
の学力を有し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号
のいづれにも該当しないもの

(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

一級技能検定合格者

冷凍空気調和機器施工

山 本 隆 沢 田 哲 矢 山 崎 勇

建築大工

松 井 一 美 彦 寺 西 明 彦 寺 西 敏 夫

西 谷 和 実 木 山 専 大 郎 荒 金 勝 正

野 口 宰 男 渡 辺 啓 介 門 脳 正 一

藤 茂 人 若 林 秀 臣 優

北 村 浩

かわらぶき

福 津 本 豊 美 男 小 村 裕 二 池 信 貴 美 春

谷 口 好 光 井 塚 一 男 赤 井 明 宏

配管

井 口 哲 初 茂 也 吉 德 佐 伯 康 昭

村 上 嶋 岩 田 宰 人 井 口 信 正

中 島 井 光 治

鉄筋施工

谷 元 康 茂 楠 田 三 郎

ガラス施工

矢 谷 浩 之 太 田 安 広 生 田 実

さく井

坂 本 寛 夫 岩 本 志 信

機械保全

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により
実施した昭和61年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和62年3月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

原 郎	敏 博	桐 辻	山 未	啓 利 弘
子 紹	廣 広	田 中	山 本	憲 雄
中 村	勝 定	木 谷	下 尾	哲
前 佐	伸 伸	瀬 尾	陽 子	
佐 広	茂 行	瀬 尾	陽 子	
佐 々 木	光 正	井 上	上	
单一等級技能検定合格者				
機械製麺				
洋 德	征 道	山 嶋	青 尾	鹿 利 弘
彦 子	泰 泰	村 村	奥 和	
次 志	仁 仁	田 花	和 浪	
	邦 邦	本 本	山 山	
	博 博	口 口	本 本	
		田 田	森 谷	未
		田 田	奥 和	啓 利 弘
		田 田	長 長	
繁 政	茂 政	美 樹	山 山	
榮 政	政 政	樹 荣	未	
繁 政	茂 政	美 樹	原 郎	
一 施 工	一 施 工	一 施 工	一 施 工	一 施 工

署 公 告 取 球 日 20 年 3 月 3 昭和62年

和裁

田 中 昌 代

棟 尾 由 香 里

田 中 明 美 子

薰

扇 山 千 鶴

谷 口 恵 子

米 田 淳 子

薰

尾 崎 や よ い

岡 田 和 子

清 水 薫

防水施工

中 川 茂 樹

機械・プラント製図

石 本 輝 義

塗装

為 季 勇 治

宮 崎 正 夫

木工機械整備

田 中 宏 一

テクニカルイラストレーション

沢 修 二

西 村 隆 一

下 石 光 男

水産練り製品製造

油 井 弘 行

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）
 第5条の3第1項の規定により、獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
 を次のとおり開催する。

昭和62年3月20日

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により獣銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて獣銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場 所	受講対象者
初 心 者 講 習	昭和62年4月17日	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取、郡家、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者	
	午前10時30分から	鳥取県庁第一庁舎地階		
	午後4時30分まで	第一会議室		
経 験 者 講 習	昭和62年5月19日	米子市糺町一丁目151	米子、境港、溝口、黒坂及び八幡の各警察署の管内に居住する者	
	午前10時30分から	鳥取県米子警察署会議室		
	午後4時30分まで	室		
	昭和62年4月22日	鳥取市東町一丁目271	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者	
	午後1時30分から	鳥取県庁第二庁舎5階		
	午後4時00分まで	第21会議室		
	昭和62年5月8日	米子市糺町一丁目151	米子、境港、溝口、及び黒坂の各警察署の管内に居住する者	
	午後1時30分から	鳥取県米子警察署会議室		
	午後4時00分まで	室		

鳥取県公安委員会

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
- イ 所持の許可の更新を受けようと/orする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようと/orする者
- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間
- イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習につては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長

を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- | | |
|---------|--------|
| ア 初心者講習 | 3,000円 |
| イ 経験者講習 | 1,500円 |

(2) 納付方法

- (1) 本記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書により付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

- 筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

昭和62年度（昭和62年4月から昭和63年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により昭和62年3月31までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 1,800円。年額21,600円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥
取
県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】

鳥取県公報購読申込書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申込者 氏 名

④

（団体にあつては、名）
(称及び代表者の氏名)

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	